

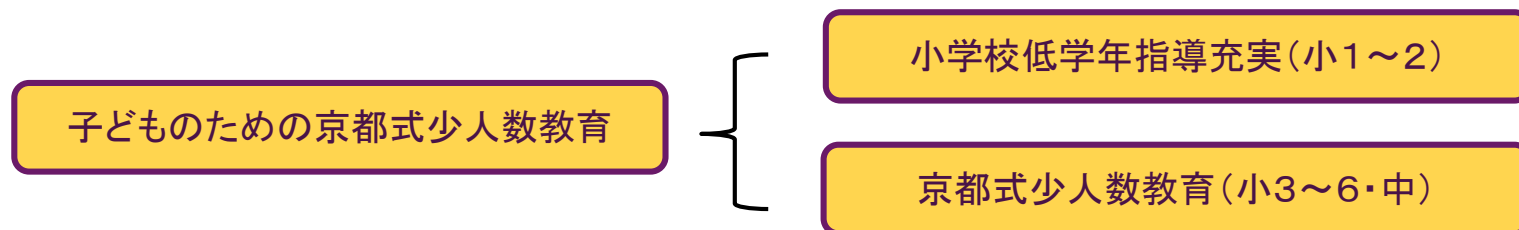


子どものための 京都式少人数教育について

京都府教育委員会

令和6年1月22日

1 子どものための京都式少人数教育とは



◇京都式少人数教育は、小学校で30人程度の学級編制、中学校で35人学級の解消が可能となる教員を配置し、市町村教育委員会や学校が主体的・弾力的に手法を選択して少人数教育を行うもの。

京都式少人数教育

3つの特徴

- (1) 30人程度の定数算定
- (2) 市町村への一括配当
- (3) 市町村が手法を選択

【参考】 京都府公立小・中学校の概況

市町村	小	中	市町村	小	中
向日市	6	3	亀岡市	18	7
長岡京市	10	4	南丹市	7	5
大山崎町	2	1	京丹波町	5	3
宇治市	22	10	綾部市	10	6
城陽市	10	5	福知山市	14	9
八幡市	8	4	舞鶴市	18	7
久御山町	3	1	宮津市	6	2
京田辺市	9	3	与謝野町	6	2
井手町	2	1	橋立中組合	—	1
宇治田原町	2	1	伊根町	2	1
木津川市	13	5	京丹後市	17	6
精華町	5	3			
相楽東部広域連合	3	2	合 計	198	92

※小学校には義務教育学校(前期課程)、中学校には義務教育学校(後期課程)を含む。

※府立高等学校附属中学校を除く。

2 導入の経過

- ◇学習指導要領の改訂などを踏まえ、変化の激しい社会をたくましく生きる子どもたちを育成するため、平成14年度から府の検討会議を開催。
- ◇毎年、「まなび教育推進プラン」を定め、義務教育9年間を見通し、学年の特性や児童生徒の発達段階に応じた指導体制を順次、改善・充実を図った。

<平成19年度「まなび教育推進プラン」より>

- ・指導内容や指導方法に応じて、また、子どもたちの個性や状況にも配慮しつつ、これまで以上に学級や学習集団を弾力的に編制できるようにすることが望ましい。
- ・学校や児童生徒のさまざまな状況にかかわらず、児童生徒数を基準として学級編制が行われる中で、弾力性が乏しい状況になっている。
- ・地域社会や市町村が、その学校の教育イメージを作っていく中で教員配置を考える必要がある。

	小学校						中学校				
学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年		
小学校低学年 指導充実事業	1年 H14～ 2年 H15～		※小学1・2年生の30人以上の学級で2人の教員による指導								
京都式少人数教育 推進事業			H20～H22 現在と同じ手法が完成				H23～				

3 京都式少人数教育の特徴

(1) 30人程度の定数算定

◇国の標準を上回る30人程度の学級編制が可能となる定数を配当

<従来の方式>

学級編制基準を1学級40人(35人)とし、
学級数に応じて定数算定

※令和5年度現在、小1～4年生は35人

※加配により少人数教育を実施



<京都式> 平成20年度～

学級編制基準は1学級40人(35人)としつつ、
小学校3～6年生では

30人程度の学級編制が可能となる
定数を配当

中学校では

総数として、35人を超える学級規模が
解消できる加配定数を配当

※国の加配を活用するとともに、府単独で
教員配置を拡充

【30人程度の学級編制(小学校)】 ※当該基準により定数算定

学年人数	1～35	36～68	69～96	97～124	125～150	151～180	181～210	...
学級数	1	2	3	4	5	6	7	...

【参考】40人・35人・30人を基準とした場合の学年人数

40人基準	1～40	41～80	81～120	121～160	161～200	201～240	241～280	...
35人基準	1～35	36～70	71～105	106～140	141～175	176～210	211～245	...
30人基準	1～30	31～60	61～90	91～120	121～150	151～180	181～210	...

3 京都式少人数教育の特徴

(2) 市町村への一括配当

◇算定した定数を市町村に一括して配当することで、弾力的な配置が可能に

<従来の方式>

- ・基準に基づいた学級数に応じ、学校ごとに定数を配当
- ・加配定数も学校ごとへの配当を基本とする。



<京都式>

- ・学校ごとに30人程度の基準で算定した定数の総数を市町村に一括して配当
- ・市町村が裁量により所管する学校に定数を配置

<参考> 地方教育行政の組織及び運営に関する法律
(県費負担教職員の定数)

第四十一条 県費負担教職員の定数は、都道府県の条例で定める。ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りでない。

2 県費負担教職員の市町村別の学校の種類ごとの定数は、前項の規定により定められた定数の範囲内で、都道府県委員会が、当該市町村における児童又は生徒の実態、当該市町村が設置する学校の学級編制に係る事情等を総合的に勘案して定める。

3 京都式少人数教育の特徴

(3) 市町村が手法を選択

◇児童の状況等に応じ、市町村が3手法から選択して主体的に定数を活用

<従来の方式>

各市町村教育委員会の意向を踏まえつつ、少人数授業、チームティーチングの手法を指定して配当



<京都式>

学校の実態や児童生徒の状況に応じて、少人数授業、チームティーチング、少人数学級から**各市町村教育委員会が選択して**教育を展開

少人数授業	チームティーチング	少人数学級
学級とは別に児童生徒の興味・関心や習熟度などによってグループを編成して授業を行う。	1学級に2人の教員が入り、連携して授業を行う。	1学級35人などの基準より少ない人数による学級編制を行う。

4 京都式少人数教育の取組状況

◇小学校では少人数授業・チームティーチング／少人数学級の割合が約5:5

◇中学校では8割以上が少人数授業・チームティーチングを選択

	実施校数		活用定数	
	少人数授業・TT	少人数学級	少人数授業・TT	少人数学級
小学校 (198校)	61 (31%)	56 (28%)	75 (49%)	79 (51%)
中学校 (92校)	80 (87%)	22 (24%)	158 (83%)	32 (17%)

※小学校には義務教育学校(前期課程)、中学校には義務教育学校(後期課程)を含む。

※実施校数の(%)は全校数に対する割合。ただし、実施校数はどちらも実施している重複分を含む。

(小学校における取組状況の分析)

・35人を超える学級では、ほぼ少人数学級が選択されており、
それ以外(30~34人程度)では、約7割が少人数授業・チームティーチングを選択している。

(中学校における取組状況の分析)

・少人数学級の選択は少なく、8割以上で少人数授業・チームティーチングを選択している。
これは以下の理由などが考えられる。

- 少人数学級の場合、学校全体の持ち時間は増加すること(教員定数の更なる改善が必要)
- 小学校と比べて学力差が生じやすく、習熟度別等の少人数授業が選択される傾向にあること

5 令和の京都式教育指導体制

◇京都式少人数教育、低学年指導充実、教科担任制の推進を組み合わせ、義務教育9年間を見通し、一人一人の児童生徒に確かな学力を定着させるとともに、新しい時代にふさわしい質の高い教育の実現を図っている。

事項	小学校						中学校		
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	1年生	2年生	3年生
(1)子どものための京都式少人数教育									
①京都式少人数教育			★	★	★	★	★	★	★
②小学校低学年指導充実	★	★							
(2)小学校教科担任制の推進									
①教科担任制の推進 (令和4年度～)					★	★			
②英語教育推進教員の配置 (令和3年度～)			★	★	★	★			

6 京都式少人数教育の成果と課題

<京都式少人数教育の成果>

- ◇少人数体制での指導が推進され、学力向上や生徒指導面において、きめ細かい教育が展開
- ◇柔軟な選択ができることにより、各地域や学校の状況に応じた指導体制が整備
- ◇教員定数に見通しが持ちやすく、安定した指導体制が確保

市町村や学校からの声

- ・ 市町村教育委員会が学校の声聞きながら配当数や手法を選択できるため、児童等の実態に応じた配置ができる。
- ・ 校長の学校経営の幅が広がり、学力面だけでなく、生徒指導や保護者対応の面でも良い効果を上げている。



市町村の裁量により柔軟に配置できる京都式の方法は、今後も継続してほしい。

6 京都式少人数教育の成果と課題

<今後の検討課題>

◇京都式少人数教育の良さを生かしつつ、これからの質の高い教育を実現するための指導体制の充実

◇深刻な人材不足や若返りが進む教員の年齢構成の中での、より効果的な指導体制

(国への要望)

- ・ 少人数教育の推進に係る定数の改善
(特に中学校における学級編制基準引き下げによる定数改善)
- ・ 小学校の「教科担任制」導入に係る教育環境の整備
- ・ 代替教員の安定的確保のための制度改善や定数拡充 など